

經濟論叢

第六十三卷 第三・四號

上代社會の封建制……………堀江保藏

改良主義の窮乏化理論……………大野英二

英國に於ける新組合主義の成立について……………前川嘉一

京都大學經濟學會

上代社會の封建制

堀江保藏

はしがき

中世封建社會成立の中心となつた武家集團は、わが國民生活構造の原型ともいうべき氏族集團が形を變えて再現したものであつた。その過程を簡單に述べると、先ず純粹の血縁の關係に基いて統制せられた集團から、氏ノ上の神志を背景とする魔呪的な力によつて統制せられる集團へ、更にそれに加うるに武力を以てする集團へと變質した上代の氏族制度は、大化改新に際して政治機構から一應除外せられた。けれども、それより先に國造・縣主などに任ぜられていた群小の氏ノ上は、優勢な氏ノ上が中央の顯官に任ぜられたのと同様に、改めて郡司などの地方的官職に就き、そうでない者も氏の長者として崇められ、共に地方豪族として引續き陰然たる勢力を保持し、その家來筋の者とは勿論、新附の百姓との間にも氏族制的な或は主從的な關係を結んだ。そして彼等はやがて、律令制度の下に生れた中央の莊園貴族を排除し、武家集團の棟梁として立現われたのであつて、始め私的な集團にすぎなかつた武家集團が、公の集團として全國に擴充し、全國の政治を掌るに至つたとき、ここに中世封建制度の成立を見たのである。

かように武家集團が氏族集團の發展形態として立現われたのは、大化改新乃至は律令制度が、改新前の國家組織

社會構造を根柢から變革する性質のものでなかつたからである。なるほど改新によつて所謂公地公民制度が實現し、わが國は一應集權的な統一國家となつた。併しそれは、統一的國力の形成に障礙となりつゝあつた若干の大なる氏ノ上の勢力を排除することによつて、迫り來る大陸勢力に拮抗せんとし、漢土の統一國家形態に憬れて形造られたものであつた。従つて天皇を中心とする國家的統一によつてその立場を損われない人々、進んでその立場を一層有利に展開し得る人々は、その私地私民を一應公地公民として獻げても、その變革に參畫したのであつて、現に改新の結果、彼等は中央地方に官僚として頗る重要な地位を占め、國家から保障せられた土地その他の豊富な収入源を獲得したのである。

この國家的保障が過當に擴大せられることによつて成立したものが莊園制度であるとすれば、莊園制度は、上述の如き性質の大化改新乃至律令制度から生ずべき必然の結果であつた。勿論、莊園貴族が改新前の有勢な氏ノ上の系統を引く人々であつたにしても、既に改新を経過している以上、莊園的な土地人民の所有制度が、改新前のそれと趣きを異にしていることは、いうまでもない。けれども莊園の發達によつて、全國の土地人民に對する一元的な統治關係が失われたという意味で、また所謂中世的封建制度が莊園を母胎として成立した點に着目して、莊園制度下のわが國に封建的契機を見ることができるとするならば、それは更に改新以前の上代に溯つて見らるべき事柄であると考えねばならぬ。換言すれば、中世の封建制度は遠く上代にその淵源乃至原型を持つのである。勿論、中世の封建領主は、上代の氏ノ上の系統を引くとはいへ、その多くは地方土着の群小の氏ノ上の末裔であつた。従つて中世封建制度成立の過程は、これによつて下級土着の氏ノ上が、貴族化した上級氏ノ上に代つて政權を握るに至つた社會的變革の過程であつたと見ることができ、かくて中世の封建制度が遠く上代にその源を發するといつても、

兩者の關係は不連續の連續であると見なければならぬ。この連續を媒介した政治過程は、大化改新及びその結果である莊園制度であるが、社會過程としては、生産力の低い農民が引續き社會の下部構造をなしていたことが考えられ、經濟過程としては、交換經濟・貨幣經濟が未發達の状態にあつたことが指摘せられる。特に大化改新による政治的な集權的統一が、明治維新の場合と異つて、經濟的な全國流通という裏付を持たなかつたことは、改新をして前述の如き性質のものに終らしめた最も有力な原因であり、ひいては封建的なものを右のような連續關係に導いた所以であつた。

以下、上代社會をその封建制において捉え、その集權的傾向について考察しよう。

註 (1) 瀧川博士「日本法制史」三四八頁參照。

一 姓かばと官職

わが國においては、典型的意味での氏族社會の存在を明確にすることはできない。考古學上の遺物・遺跡が示す最古の状態は純血縁的な共同社會であつたかも知れないが、その具體的な内容は知るに由なく、また文獻的史料によつて窺われる時代は、氏族制度の變質期であつて、社會集團としては血縁集團よりもむしろ地縁集團である村が濃く浮び上つていた。遠くは内田博士が、氏は經濟上の共同團體ではなく、經濟單位は家であつたとし、家より大なる經濟單位があつたとすれば、それは同地域に住んでいる部の民の團結、若くは一定地域に居を占めて村をなせるものの團結であるとせられ、近くは津田博士が氏が血縁集團であるとの見方を否定して、これを村として描いて居られるように、既に農耕經濟が發達し、定着生活が確立して以來の上代の社會における基本的な經濟及び社會單

位は村であつた。村は本來的には同一血縁者の集りであつたであらうが、分散併合・征服被征服・移住來住などの過程を経て非血縁的要素を取込み、共同の治水及び灌溉や共同耕作の關係から、地縁集團としてその輪廓を明かにしたものである。尤も、共同の神を祀ることによつてその成員が互いに同祖的關係を意識し、その限りにおいて血縁集團であつたことは、毫も差支えないばかりでなく、むしろその點にこそ純氏族時代の傳統が存したわけであり、氏族制度を根幹として上代の歴史が進展した跡を跡すけることができるのである。

既に農耕生活が発達して、集團の生活を規律すべき首長を生産活動から解放するに足る餘剰生産物ができれば、かかる首長の地位はやがて一般の村人から特立し固定する。特に共同の祖神の祭祀ということに關連して、世襲化の傾向を持つ。この地位にある人が即ち氏ノ上と汎稱せられる人々であつて、個別的には君・卑狗(彦)・卑彌(卑奴)・嬖・主・玉・耳・健(兼師)などと稱せられた。而も人口の増加や欲望の増進は、村落間の軋轢や征服被征服の關係を擴大したのであつて、神武紀に『邑に君あり、村に長あり、各自ら疆を分ちて用て相凌轢はしむ』^{さなむつ}とあるのは、右の状態を寫したものに外ならない。

共同の生活地盤として既に土地を持つてゐる以上、村はそれ自身領土的國家の胚種であると共に、領土國家の組成要素としての資格を持つ。事實、村々は統合せられて領土的小國家になりつつあつた。この統合には横の統合もあつたであらうが、重要視すべきは縦の統合であつて、折口博士が『村々の君主は、次第に強い村の君主に従えられて行き、村々は大きな村の下に併合せられていつて、大きな村の稱する國名が、村々をこめてしまうことになつた』^のといわれるように、強い村を中心にして統合は進行した。尤も、これによつて村の内部構造には大なる變化は起らなかつた。というのは、強い村がその地域を擴大するという仕方ではなく、村がそのまま他の村に従う

形、即ち君主が君主に従う形で統合が行われたからである。そして統合した君主は、全體の氏ノ上として統合された氏ノ上に臨んだから、ここにも氏族制度の名残りが留められた。

かような統合の過程を経て生長した國家、即ち所謂氏族國家が、日本全土に分立していたのが、大和朝廷成立以前の狀態であつた。「漢書地理志」に「それ樂浪の海中に倭人あり、分れて百餘國となり、歲時を以て來り獻見す」とあるのは、この狀態を描いたものであり、「魏志倭人傳」に、對馬以下多くの國々が女王國である邪馬臺國に統屬してたと記されているのは、分立した氏族國家が、前述のような過程を経て、更に大氏族國家に統合されつつあつたことを物語っている。邪馬臺國が大和國であるか山門國（高岡縣山門郡の地）であるかについては、説なお定まらなないが、それが大和朝廷の成立過程を暗示するものであることは、容易に肯定せられるであらう。

大和朝廷が成立して以後の所謂上代は、伊達千廣が適當にも稱えたように、姓（かば）の時代であつて、これによつて社會的秩序が立てられていた。キミ（公または君）、ワケ（別）、オミ（臣）、ムラジ（連）、アタヘ（直）、ミヤツコ（造）、オビト（首）などがそれであつて、その多くは始原的には夫々の首長即ち氏族國家の族長（氏ノ上）が自ら稱し、または傍人によつて稱せられた稱號から自然に發達したものである。これらの姓の間に身分的序列が生じたのは、出自の差違、勢力の大小、朝廷に奉じる職務の輕重などがあつたからであり、またそれが朝廷によつて承認せられたからであつて、特に官職と姓との關係について、川上教授は次のように述べて居られる。

『古代には別段に定まつた官制は無く、神別、皇別、諸蕃の諸氏族がその門閥と才能とに應じて勅命を畏み、その職に就いたのであるが、その中で宰相の職に在るものは大臣と大連で、大臣には平群眞鳥、巨勢男、蘇我稻目等相次いで任じ、大連には大伴室屋、物部目、大伴金村、物部魚鹿火等相次いで任じ、大臣は臣姓、大連は連姓の氏から出ておつた。而して臣は皇別の有力なる氏、

運は神別の有力なる氏の稱うるカバネであるから、大臣大連が相並んで朝廷に在るのは、各皇別、神別を代表して大政輔弼の任に當るものと見るべきである。臣連以下の氏族、皆朝命を奉じて農産、手工、その他の品々を貢獻し、或は軍事、祭祀、その他の事業に服することは異なるところはないが、直、造、首等の姓を有するもので、職務を以て中央政府に仕えるものを總稱して伴造といふ、地方に在つて行政の任に當るものを國造、縣主、稻置とした。國造には廣狹の二義あり、狹義に於ては國造は縣主、稻置と區別せらるゝが、廣義に於ては縣主、稻置等の地方官を總稱することになつてゐる。

更に『太田亮氏の調査に據れば、伴造の大多數は造姓であり、國造の大多數は直姓であり、首姓は伴造にもあるが、寧ろ縣主、稻置に多數であるといふ』として、『一切の姓を代表せしむる意味で、臣連と伴造國造を並べ擧ぐる』ことが屢日本書紀に見えてゐる』と結んで居られる。

實に大臣・大連などの中央最高の官職は、臣姓及び連姓の族長の代表者が任じたところであつて、この點において、氏と官職とが離るべからざる關係にあつたことが明かである。これに對して地方の官職である國造・縣主・稻置などは、本來的には官職の名稱であるうが、これに任ぜられる者の多くが本來的に地方の有力な氏ノ上であり、且つその職が原則として世襲せられた結果、やがてその身分を表わし、姓に準じて取扱われるようになった。ここにも氏と官職との離るべからざる關係が見られるのであつて、氏姓時代なる語は、政治的部面にもそのまま妥當するわけである。

さて、行論の必要上、先ず國造について一言する。

上述のように、國造の多くは地方の有力な氏ノ上が任ぜられたところであつた。即ち先ず神武天皇は大和地方を平定して即位の翌年論功行賞を行われたが、書紀にはそれが次のように記されている。曰く『道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしめ、以て窳異こよゐみたまふ。亦大來目をして畝傍山以西の川邊の地に居らしめたまふ。今來目邑と號

く、此れ其の縁なり。珍彦を以て倭國造と爲し、又弟猜に猛田邑を給ふ、因りて猛田縣主と爲す。是れ菟田の水主部が遠祖なり。弟磯城、名は黒速、磯城縣主と爲す。復た劍根という者を以て葛城國造と爲す。又頭八咫鳥も亦賞の例に入る。其の苗裔は即ち葛野の主殿縣主部是れなり」と。そのうち珍彦は速吸の門に天皇を迎え東征に従つた國神であるが、弟猜は菟田縣の魁師、弟磯城は磯城の八十梟師の一人、劍根は葛城の土神であつて、要するに彼等は地方族長國家の氏ノ上であつた。

統合に應じない氏ノ上を攻滅せし、歸順した氏ノ上を國造に任じてこれと臣從關係を結ぶという統合形式は大和朝廷成立後も續けられた。崇神天皇の四道將軍の御派遣、景行天皇の熊襲御親征、日本武尊の熊襲及び蝦夷御征討は、その最も顯著な事例である。かくして成務天皇から仁徳天皇に至る間に統合の事業は大いに進歩したものの如く、國造・縣主の任命が頗る多い。成務紀に『今朕嗣ぎて寶祚を踐りて、夙に夜に兢惕る。然れども黎元蠢爾にして野心を悛めず。是れ國郡に君長なく、縣邑に首渠無ければなり。今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く。即ち當國の幹了者を取りて、其の國郡の首長に任せ』とあるのは、土着の氏ノ上を國造・縣主に任命することが制度化し、地方統治組織が確立するに至つたことを示すものであろう。

併しながら、國造に任せられたものは、土着の氏ノ上ばかりではなかつた。そこには先ず皇別の國造があつた。孝元紀に、第一皇子大彥命が阿倍臣・膳臣・阿閉臣・伊賀臣・狹狹城山君・筑紫國造・越國造、凡て七族の始祖であると書かれているのがそれを示す。景行紀に『日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子を除きての外、七十餘の子は、皆國郡に封して各其の國に如かしめたまひき』とあるのも、恐らく諸皇子を國造に任命した意味であらう。次はこの官職を臣下に恩賜した場合である。應神天皇が御友別の忠誠に酬いて、吉備國を割いてその子等に封じた

記事に『川島縣を分ちて長子稻速別に封す、是れ下道臣の始祖なり。次に上道縣を以て中子仲彦に封す、是れ上道臣、香屋臣の始祖なり。次に三野縣を以て弟彦に封す、是れ三野臣の始祖なり』云々とあるのはその例である。

このように、皇子または臣下を國造に任じて任地に行かせたことは、甚だ意味のある事柄であつた。それが、攻滅ぼした氏ノ上の領地の國造に任じた場合であつても、既に存する土着國造の管治する國縣の一部を割いた場合であつても、例えていえば徳川幕府が外様大名の間へ譜代大名を配置したのと異らぬ状態となり、土着氏ノ上の朝廷への服屬關係を緊密ならしめる上に、頗る有力な手段であつたと思われる。こうして封建國家の集權的統一國家への傾向は馴致せられたのである。

國造については更に述ぶべきは、それが一種の官職であつて、姓と兩立し得たことである。上掲の稻速別が川島縣の縣主（或は國造か）に任じ、且つその子孫が下道臣となつたことがそれを示すが、尾張の國で最も勢力のあつたのは尾張連の一族で、尾張國造もその一族の世襲するところであつたといわれ、また同國において尾張氏に次ぐ勢力を占めていた物部連は、その一族が三野後國造・參河國造・遠淡海國造・久努國造・珠流河國造・伊豆國造であつた關係から、東海諸國に偉大な勢力を有つていたと稱せられ、いずれも連姓の者が國造に任じている。先に引用した太田氏の研究によれば、國造の大多數は直姓であり、首姓は縣主及び稻置に多いことであるが、以上によつて見れば、別・臣・連など貴姓の國造や縣主もあつたわけであり、而も彼らは國造のうちでも勢力強大なものであつたに違いない。というのは、高い姓は良き出自や強大な勢力を持つ氏ノ上に興えられたものであり、またこの出自や勢力は同族または同姓の代表者が大臣・大連などとして中央政治に參畫していることによつて、保障せられていたであろうからである。

地方に在る臣連が國造の官職を得ていたとすれば、中央にあつて大臣・大連・伴造などに任せられていた氏ノ上はどうであつたであろうか。その地位を國造とは呼ばないまでも、國縣を管治するということは行われていたに違いない。蓋し彼等も、神別といひ皇別とはいつても、本來的には族長國家の氏ノ上であつたからである。これを例示すれば、先に引用した神武紀に見えるように、道臣命は宅地を賜つて築坂邑に居を定めた。雄略紀には土師連が詔を奉じて攝津・山背・伊勢・丹波・但馬・因幡の私民部を進貢したことが見えてゐるが、これは土師連及びその一族がこれら諸國に國造・縣主として在任してゐたことを示すものではなからうか。更に推古三十二年に蘇我馬子が葛城縣を領有せんとして『葛城縣は元臣の本居なり。故れ其の縣に因りて姓名を爲す。是を以て冀くは、常に其の縣を得りて、以て臣の封縣と爲さんと欲す』と申出ているのは、大臣の地位にありながら、同時に實質上の國造の地位を保持しようとしたものと解釋せられる。否、天皇さえ同様の状態にあつた。これを示すものは、葛城縣を始めとする大和の六縣が終始天皇の直接の御領であつたことである。

尤も、中央にある高い姓の人達は、事實上國造としての職務を果すことはできなかつたし、またその必要も殆どなかつた。というのは、彼等は後に述べる屯倉や田莊からの収入を期待することができたし、地方にあるその同族や服屬した氏ノ上からの貢納を期待することができたからである。併しこれらの人々が彼等よりも次第に朝廷に對して服屬關係を緊密にするに至れば、収入源として自らの管理する國縣を持たねばならぬ。馬子の要求は、自己の領地を次第に失つて行つた中央貴族の最後のあがきと見るのは間違ひであらうか。

註 (1) 内田博士「日本經濟史の研究」下、一五一頁。

(2) 津田博士「上代日本の社會及び思想」三八〇頁以下。

- (3) 以下、書紀からの引用文は、すべて黑板博士校訂「日本書紀」(岩波文庫本)による。
- (4) 折口博士「古代研究」第一部、一八九頁。
- (5) 中村吉治「日本社會史概説」五二頁。
- (6) 「大勢三轉考」(日本經濟大典、第四十八卷)
- (7) 内田博士、前掲書一一一頁。
- (8) 川上多助「皇威の發展と氏姓制度」(岩波 講座 日本歴史、第一卷)六頁。
- (9) 同上、三〇—三一頁。

二 土地關係

天皇の直領地は、所謂六の御縣と全國各地に散在する屯倉と、御名代・御子代であつた。

先ず六の御縣は、大和國の高市・葛城、十市・磯城・山邊・會布の六縣を指し、祈年祭や月次祭の祝詞によれば、天皇の供御を貢進した土地であつて、特に御縣と呼んで一般の縣と區別している。一般に縣は、國と同じく地方區劃の單位であつて、後に述べる屯倉とは概念を異にする。即ち、縣は國と並び或は國を構成する單位行政區劃として全國に亙つて存在し、縣主らがこれを管理したものであつて、そのうち上掲の六縣のみは、直接に天皇の供御を貢進する意味で特殊性を持ち、最後まで直領地として存置せられたのである。従つて改新に際しても『其の倭國の六縣に遣わされし使者は、宜しく戸籍を造り併せて田畝を校ふべし』と詔せられ、諸國々司に對する一般的な命令の外に置かれた。而して書紀に磯城縣主・葛城國造(神武紀)、十市縣主(皇靈紀)、高市縣主・磯城縣主(天武紀)などと見えているところからすれば、御縣も一般の縣と同様に國造・縣主によつて管治せられたものであり、またその

國造・縣主が本來的には土着の氏ノ上が任命せられたものであることも、一般の縣と同様であつた。かくて御縣が一般の縣と異るところありとすれば、天皇の供御を直接に貢進する土地であつたこと、換言すれば天皇がその領主としてこれを保有せられた點にこれを求むべきであろう。他の所からいえば、一般の國縣は、本來的には土着の國造・縣主がこれを領し、天皇に貢物を奉るのは彼等であつて、後次第に彼等を通じてその人民にも租税が課せられるに及び、御縣と一般の國縣との質的相違は無くなつたのである。

次に屯倉は、垂仁紀二十七年の條に『是の歲屯倉を來目邑に興つ』とあるのを初見とし、その後開墾による新設や豪族からの收公・奉獻などによつて次第に増加した。特にそれは安閑天皇の時に著しく、而もその多くが收公または奉獻の形をとつてゐることは、注意すべきである。例えば國造稚子直は後宮の内寢に闖入した罪を贖うために伊弉屯倉（上總國）を奉り、河内縣主飯粒は、天皇の申入れを快諾して上御野・下御野・上桑原・下桑原、并に竹村の地凡て四十町を奉り、屯倉が置かれ、廬城部連枳莒噓は、娘の罪を贖うために安藝國の過戸の廬城部屯倉を献上した。これらの事實は、土着の氏ノ上の本来の私領地が天皇の直領地になつたことを示す。

ところで問題とすべきは、その私領地といい、直領地といふことの意味である。前掲伊弉屯倉について『今分ちて郡と爲し上總國に屬く』とあるところから察して、屯倉には隨分廣大なものがあり、そこには山川藪澤もあつたであろう。併し最も重要なるは水田であつて、飯粒が献上した四十町は水田から成つていたと思われる。この水田を耕す者を田部・鏝丁といい、全體として屯倉の經營に當る者を屯田司・屯倉首・田令などといつた。書紀の記事では田部と鏝丁とは同じ意味で用いられている場合もあるが、大體において前者は經常的に耕作に従事するものであり、後者は農繁期に徵發せられる臨時的性質のものであつたと思われる。この點はさておき、例えば安閑紀に『宜

しく小墾田屯倉と國毎の田部とを以ては、紗手媛に給賜へ。櫻井屯倉と國毎の田部とを以ては、香香有媛に給賜へ。難波屯倉と郡毎の鑿丁とを以ては、宅媛に給賜へ」とあり、また大河内直味張が良田をかくして獻上しなかつた罪を贖うために「郡毎に鑿丁を以て、春の時に五百丁、秋の時に五百丁、天皇に奉獻すること、子孫絶たじ」と願出たことなどからして、田部には必ずしも屯倉附近に住む者のみを充てたのでないことが察せられる。また韓人・高麗人を田部とした例もある(欽明紀)。更に欽明紀三十年の條には「詔して曰く、田部を量り置ること、其の來ること尙し、年甫めて十餘にして、籍に脱りて課を免るる者衆し。宜しく贍津を遣して、白猪の田部の丁の籍を檢へ定めしむべし。夏四月、贍津、白猪の田部の丁者を檢閲て、詔の依に籍を定む。果して田戸を成す」とあるところからして、田部の丁役を出す戸を田戸といひ、田部は十餘歳にして始めて課せられる一種の課役であつたことが知られる。即ち田部は部の一種ではなく、課役として屯倉の耕作に徵發せられる人民であつたのである。

このように見ると、屯倉は直營地、即ちその收穫が原則として悉く天皇のものとなる土地であつたと見なければならぬ。安閑紀には「櫻井田部連、縣犬養連、難波吉士等に詔して、屯倉の税を主掌らしむ」とあるが、この税を租税と解することには疑問がある。果して然らば、土着の氏ノ上が屯倉を奉獻したといつても、それは耕作農民が豫め附屬した土地ではなかつた。従つてその土地は、本來は彼等の手作り地若くは小作地であつて、後に述べると、彼等もまた中央貴族と同様に、田莊を持つていたとすれば、この田莊に相當する土地であつたであらう。

屯倉について附言すべきは、天皇ばかりでなく、皇后や皇子らも屯倉を持つて居られたことであり、その中には御子代・御名代として設置せられた屯倉もあつた。また官司附屬の屯倉もあつたものの如く、改新に際して、官司

の處々の屯田を群臣及び伴造に班ち賜つたことが見えてゐる。特に皇族所持の屯倉が頗る多數に上つたことは、改新に際して中大兄皇子が屯倉百八十一所を奉獻せられた事實によつても明かである。更に屯倉には、結局において中央貴族の手に歸したものが少くなかつたであろう。皇妃の御名代として置かれた屯倉が、その薨後御實家の有に歸したであろうことは、見易いところだからである。

屯倉が直營地であつたとすれば、田莊も同様に貴族・豪族の直營地であつたとしなければならぬ。田莊に關する書紀の記事としては、蘇我大臣が物部大連を滅した後、『攝津國に四天王寺を造り、大連の奴半と宅とを分けて、大寺の奴、田莊と爲し』云々とあるのと、改新の詔の一節に『昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉及び別に臣連伴造國造村首の有てる部曲の民、處々の田莊を罷めよ』とあるのと、外に一二ヶ所を擧げ得るに止まり、その所有や經營の状態を知るとは殆ど不可能である。併し牧博士はこれらの記事を基として種々考證し、その成立の由來が部曲の民の土地や贈與せられた土地、若くは開墾地にあること、土着の豪族が屯倉として奉獻した土地は田莊の一部であること、田莊は所謂『私地』であるが、それは私法上の私權として有する私地の意味ではなく、權力的な支配が領有者によつて自由に行われ得る土地という意味のもの即ち領地であること、田莊は小作に類する方法で耕食させていたようであるが、蘇我氏の如き者の有していた多數の田莊にては、屯倉におけると同様に租税を徴収したであろうこと、などの諸點を明かにして居られる。

田莊が私有地であるか私領地であるかについては疑問の餘地があり、租税を徴収した云々もそのまま受取り難いが、その成立の由來並びに田莊を割いて屯倉として奉つたとする點は、そのまま肯定すべきであらう。従つて田莊は、上述の屯倉との關係において、その所有者の手作地若くは小作に附した土地であると私は思う。手作りといつ

ても、勿論郡曲の民の勞働を徵發し、及び奴婢を動員して行つたところである。改新に際して、『其れ臣連等、伴造、國造、各己が民を置いて、情の恣に厩使ふ。又國々の山海林野池田を割りて以て己が財と爲て、争ひ戦ふこと已まず。或は數萬頃の田を兼ね併せ、或は全く容針少地も無し。』(中略)方今百姓猶乏し。而るを勢有る者、水陸を分割きて私地と爲し、百姓に賣り與へて乍に其の價を索ふ」とあるのは、田莊的な土地が百姓の持地を蠶食して行つた情景を描いたものであらう。

貴族・豪族が百姓の持地を蠶食したのは、田莊が次第に屯倉として徵收せられ、また彼等の管治する國縣からの收納が次第に多く朝廷へ吸收せられたからであらう。繰返し述べるように、國縣は本來的には大小の氏ノ上に屬する氏族國家であり、別言すればその領土であつた。そしてそれらが大和朝廷に服屬した當初においては、國造・縣主に任せられた氏ノ上だけが朝廷へ貢物を奉り、百姓は朝廷との間に直接のつながりを持たなかつたのであらう。然るに彼等の地方官的性質が濃厚になるに従い、貢物の課徴は、彼等を通じて百姓にも及ぶことになつた。崇神天皇の朝に、始めて人民を校へ、調役を科し、これを男の弓弭調、女の手末調と稱したのは、この事實を物語るものであらう。調と並んで徭役勞働の課徴も始つた。大化元年の詔に『調賦を進る時に及びては、其の臣連伴造等、先づ自ら收斂めて然る後に分ち進め、宮殿を修治め園陵を築き造るに、各己が民を率ゐて、事に隨ひて作る』とあるのは調役課徴の一般的な方式であつた。これは國造らの管治する土地人民に對する朝廷の關係が、間接的であつたことを示すが、而もなお、彼等の土地人民に對する關係が、領有から管治へと變化した跡を物語っている。これは封建制から集權國家的統一への傾向を最もよく示す事柄である。併し臣連・伴造・國造らは、自ら徵收していた貢物や徭役勞働の大部分が朝廷へ行くことになつた結果、勢いその私有地を擴大せざるを得なかつた。かくて集權

的統一國家の進展する半面に、自分の土地を持たない貧農が増加して行つたのである。

註 (1) 川上多助「皇威の發展と氏族制度」(岩波講座日本歴史、第一卷) 三七頁。

(2) 同上、三七—三八頁。

(3) 牧博士「田莊の研究」(社會科學、第二卷第七號)

三 人民關係

上代の社會には、治者階級としては氏族を有する貴族・豪族があり、被治者としては、氏族に隸屬して某部を稱した半自由の部民階級、及び主として治者階級に全人格的に隸屬した奴やつこの二階級があつたとするのが通説であり、被治者はこれに公民を加えて三階級とする説もある。これらの被治者階級、殊に部民及び公民の性質については、既に先學の數々の優れた研究があるが、ここで問題とすべきは、前述の土地の領有及び所有關係との連關において、彼等が治者階級に如何なる形で隸屬していたかということである。

かつて内田博士は、上古における社會構成の基礎をなすものとして部を考え、多くの場合において村はもと部の團結に外ならず、部の長が即ち村の首長であるというのが實情であつたであろうとせられた。¹⁾更に津田博士に従つて、氏は血縁集團でなく地縁集團即ち村であるとすれば、部は即ち氏であつたことになるが、それは優勢な氏族が劣勢な氏族を統合して行く過程において生じた事柄であつた。即ち前者は後者を奴隸とすることなく、況や絶滅させることもなくて、村落集團のまま部として隸屬させて行つたのである。而もその仕方、後者の氏ノ上が前者の氏ノ上に服屬する形をとつたから、ここに各階層の氏ノ上に隸屬する氏族集團として部が成立存続した

のである。

川上教授は『部をトモと訓むので、伴造のトモノミヤツコという古訓に因われ、伴造を以て品部を率いて朝廷に仕えるものと解する説もあるが、品部を率いて朝廷に仕える氏族は臣以下殆どすべてのカバネを有するものに互るのであるから、特に伴造だけが品部を率いて朝廷に仕えるものとするを得ない。また多數の氏族が各一定の所謂職務をもつて朝廷に仕えるようになったとしても、それがすべての氏族に及んだものとも考えられないであろう。

(中略) 勿論、これらの氏族も朝命を奉じて貢賦を納め、臨時の物資勞力の徴收にも應じていたろうが、それは必ずしも職務とも職業ともいわれない、單にこれを地方豪族の貢獻と見てもよからうと思う。またこれに屬する人民は特に定つた職業はなくとも同一氏族を主長とするところから一團を爲して品部を形成し、氏族の名を以てその品部の名稱とするものと考え得られないだろうか』と述べ、要するに『品部はもと各氏族所屬の人民であつて、概して氏族の名稱を以て品部の名稱としておつた、従つて品部の名稱はこれを領する氏族の名稱で、その職務職業によつて稱するものではなかつた』と結んで居られるが、概ね肯察に當る。

このように見て來ると、先ず朝廷には直屬の部があつた筈である。その部の民は大和の六縣に住み、磯城縣直らがこれを管治していたと一應考える。併しながら、朝廷直屬の部として史乘に現われているものは、大部分新たに編制せられたものであつた。新たに部を編制するには、臣連國造などからその民を徴するのが例であつたが、この外に氏族階級にして刑罰によつてその地位を貶されて生じた部があり、捕虜や歸化人を以て編制した部がある。而してそれらは概ね特殊の職務を以て奉仕することを要請せられ、その奉仕に當つてこれを率いるものを伴造と稱した結果、『部とは伴造に率いられて特殊の職務を以て朝廷に仕えるもの』と考えられるようになったのである。

こうして朝廷に直屬する部は、部一般若くは單なる部から特殊の部へとその概念を變化し、『品部』として觀念せられるに至つたが、皇族・貴族及び地方豪族は引續き部一般、即ち農耕を以て主たる生業とする隸屬民を持つていた。改新の詔に見える『臣連、伴造、國造、村首の有てる部曲の民』、大化二年の御下問にある『其の群の臣連及び伴造、國造の有てる昔在天皇の日に置きける子代入部、皇子等私に有てる御名入部、皇祖大兄の御名入部』、或は大兄皇子が百八十一所の屯倉と共に獻上せられた五百二十四口の入部などがそれである。皇極朝に蘇我蝦夷が『舉國の民并せて百八十の部曲を發して』自分とその子入鹿の墓を豫め造つたことは、蘇我氏が多くの部民を持つていたことを示すが、更に諸々の國造や縣主が屯倉の田部・饁丁を奉獻していることも、同様の事を物語る。

以上のように、部は即ち氏でありまた村であつて、夫々の部に氏ノ上があつたとすれば、部民即ち一般人民の本來の所屬關係は、天皇から始つて村首に至る各階層の氏ノ上に隸屬するにあり、この所屬關係は可なり劃然としていたものである。恰も中世封建社會における各階層の領主とその領民との關係のように、部民の奉仕は原則としてその直屬の氏ノ上に對するものに限られていたであらう。

ところが全國の君長としての天皇の地位が高まり、勢力が増大するに従つて、その劃然たる姿は次第に失われた。崇神朝に制度化したといわれる弓弭調・手末調は、天皇が諸氏ノ上所屬の私民にも調課徵制度を及ぼされた第一段であらう。宮殿や御陵の築造その他のために諸國から丁役即ち徭役労働を徵發せられたことは、その第二段であつて、例えば皇極朝に百濟大寺築造のために近江と越の丁を發し、宮殿造營のために遠江から安藝に至る諸國に丁役を課したことは有名な事實であるが、同様の事は恐らく所謂古墳時代にまで遡り得るであらう。更に屯倉の耕作に當る田部・饁丁が諸氏の私民を徵發して編制されたものであつたことは、いうまでもない。尤もこの調や丁役はそ

の民を私有する人々を介して行われた。大化元年の詔に「調賦を進る時に及びては、其の臣連伴造等先づ自ら收斂めて然る後に分ち進め、宮殿を修治め園陵を築き造るに、各己が民を率ゐて、事に隨ひて作る」とあるのがそれを示す。けれども、調役課徴制度の發達に伴い、貴族・豪族私有の民は、次第に天皇の直轄民たるの性質を帯びて來たのである。

書記に見える『公民』或は『國家の民』については、種々の説があるが、川上教授のように、本來の私民にして今や氏族の管理を受けるに止まり、直接朝廷に對する公の義務を負擔するようになったものが即ち公民であると解するのが、最も妥當なように思われる。これをその所有者に即して見れば、臣連などの姓は次第に官職的性質を濃厚にし、多く土着の氏ノ上が任せられた國造・縣主なども氏族國家の首長たるの本來的な地位を失つて、その私民でありながら次第に公民となり行く部民を持つに過ぎないこととなつたのである。このように、人民關係においても、封建的な關係が次第に集權的に統一せられつゝあつたのが、上代の姿であつた。

註 (1) 内田博士「日本經濟史の研究」下、一五一頁。

(2) 川上多助「皇威の發展と法姓制度」(岩波日本歴史、第一卷)二〇・二四頁、なお同氏著「日本古代社會史の研究」第一篇參照。

(3) 同上「皇威の發展と氏姓制度」三八頁以下。「日本古代社會史の研究」三九頁以下、五九頁以下。

四 封建社會から集權國家へ

以上三項に分つて述べたところを併せ要約するならば、氏ノ上を首長として獨立した多くの氏族國家が、天皇を首長とする大和國家によつて統合せられた際のが國全體の姿は、まさに封建的であつた。

第一、そこには土地並びに人民支配の分割があつた。土地及び人民主權を分割保持したものは、元の氏ノ上であるが、天皇自らも大和の六縣を直接に支配せられたという意味で、一個の封建領主であつたといつてよいであらう。

第二に、天皇と諸氏ノ上との關係は、後者が前者の官職に就き及び貢物を進貢し、前者は後者に土地人民の支配權を確認するという形で結ばれていた。即ちそれは御恩と奉公との關係であつた。この關係を明示するものは、『常國の幹了者』を國造に任じて朝廷の蕃屏としたことであり、諸王臣を國造に任じて任國に赴かせた場合も同様である。成務紀に『諸國に令して、以て國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、並に楯矛を賜ひて以て表と爲す』とあるように、國造らはその土地人民支配を認められた證據として楯と矛とを賜つたようであるが、これは強ち地方官に限られず、天智天皇が大氏の氏ノ上に大刀を、小氏の氏ノ上には小刀を賜つたことは、國造以下に對すると同じ意味の事が、中央に官職を奉じている人々に對しても古くから行われていたことを物語つてゐる。

第三に、各氏ノ上が支配する土地は村を單位とし、小なるものは一村を支配するに過ぎなかつたであらうが、大なるものは一國一郡に及び、それが諸國に散在する場合も少くなかつたであらう。而して大小の氏ノ上の間には、宗支または統屬の關係に基いて主從關係が結ばれて居り、從つてそこに階層關係があつたであらうことは容易に推察せられる。彼等の支配下の民が即ち部民であつた。彼等は隸屬民であつても奴隸ではなかつた。彼等は耕地そのもの乃至はその利益權を持ち、その代償として直屬の氏ノ上に貢物や徭役労働を捧げていた。各氏ノ上はこの奉仕と自己の所持する土地の收入とを基礎として、上級の氏ノ上、特に天皇に奉仕するという關係にあつたのであつて、その自ら所持する土地が所謂田莊であつた。

ところが、以上の封建的な諸關係の中には、集權的統一國家への傾向が現われつつあつた。これを示すものとし

て第一に屯倉の設置がある。これは諸氏ノ上が所持する田莊を割いて朝廷の直營地としただけでなく、これを耕作する田部・鑿丁を諸氏の部民に課徴したという意味で、彼等の支配力の削小を物語る。第二は朝廷が諸氏の部民にも調や役を賦課せられるに至つたことである。それは勿論氏ノ上を通じて行われたところではあるが、朝廷への進貢が原則となり、氏ノ上らは途中その幾分を割いて收得するに止まることになつたことは、集權的統一國家への傾向を最もよく表明するものであろう。第三は國司の派遣である。景行記には彦狹島王を東山道十五國の都督に任じたことが見え、同紀及び應神紀には武内宿禰を北陸・東國及び筑紫に遣して百姓を監察させたことが見えて、これらは恐らく國造らの行狀査察を目的としたものであつて、國司派遣の先驅形態であらう。改新前の國司は、隨時所持の國に赴き、部内の戸籍を作り及び田畑を勘校することを主たる任務とするものであつて『國に在りて罪を判ることを得ず』とか『京に上らむ時には、多に百姓を己に従ふことを得ず、唯國造・郡領を従はしむることを得む。但し公事を以て往來はむ時は、部内の馬に騎ることを得、部内の飯を食ふことを得』とかの制限があり、律令制下の國司と頗る性格を異にしたが、それはやがて地方長官たるべき性質のものであつた。況やこれらの國司の中には、右の制限にも拘らず、朝威を藉りて國造らに臨み、その財物を強要し、自ら人民の訴訟を裁くものも少なからず、また國造の中にも國司に賄賂を贈つて私利を營むものがあつたのであるから、今や朝廷の威令は國司を通じてもまた十分に地方にも行われ、集權的統一國家の基礎が築かれつつあつたことが窺われるのである。

以上の集權的統一國家形成の過程において、先ず封建領主たるの性格を脱したものは天皇であつた。天皇と諸氏ノ上との主従關係は、朝廷と官僚との關係に變化した。本來の直轄御領である大和の六縣は、改新に至るまで特別に取扱われたとはいへ、全國の國縣の住民にも調役が課せられるに及んでは、その直轄御領たるの意義は自ら失

れた。屯倉の増設は一見して天皇私有地の擴大のように見えるが、これには皇族及び大官私有のものや諸官司所屬のものも多く、且つその耕作は隸屬農民によつてではなく、課徭勞働によつて行われたのであるから、天皇の私地私民の増加と見るべきではなからう。更に人民關係においても、特殊技能を持つ者は品部としてその奉仕を強化せられ、制度化せられたが、然らざる者は調役を負擔する所謂公民となり、且つ公民の範圍は廣く國造・縣主の支配する諸國にも及んだ。

而して、以上の事柄は、天皇の地位の低下乃至は勢威の衰頽を意味しない。事情はまさに逆であつた。即ち大和國家の首長乃至天皇氏の氏ノ上から日本國の元首に上り、全國の土地人民に對する關係は、間接的から次第に直接的となつた。雄略天皇の時に確立した三藏分立の制度は、必ずしも祭祀會計と天皇家計と國家財政との別が明かになつたことを示すものでないにしても、國の元首としての天皇の地位が確立して來た過程を物語るものであろう。従つて屯倉の増設や全國の人民に對する調役の賦課は、内治及び外交費用の増大に應じたものであつた。

天皇に次で封建領主たるの地位を失つたものは、大臣・大連などの中央の顯職にある氏姓階級であつた。彼等も本來は氏族國家の首長であつたが、中央に官職を得ることによつて、土地人民に對する直接的な支配關係から次第に離れて行つた。彼等の主なる收入源は、支屬關係にある氏ノ上の貢納や田莊・屯倉にあつたが、これらと共に朝廷から賜わる食封があつたことは注意すべきである。改新に際して阿倍内膳を左大臣に、蘇我倉山田石川麿を右大臣に、中臣鎌子を内大臣に任じ、『封を増すこと若干戸』とあり、改新の詔第一條には、部曲の民、處々の田莊を罷め、『仍りて食封を大夫以上に賜ふこと各差あり』とあるのがそれである。未だ斷定の限りではないが、中央の官僚には改新前既に食封が與えられて居り、若くは改新に際して田莊や部曲の民に代るものとしてそれが與えられたの

であつて、この事は、私地私民の所有者であつた彼等が、國家の官僚化して行つた事實を示すものではなからうか。かようにして彼等は次第に土地人民に對する直接的支配の關係を離れつつあつた。齋部・物部・蘇我と、彼等が絶えず降替しているのは、その結果であると考ええる。

國造や縣主に任ぜられた土着の氏ノ上もまた次第に封建領主たる性質を失つた。彼等の手に收められていた部民の貢納が、彼等を介してではあるが、朝廷へ納められることになつたからである。即ち隸屬の部民が次第に公民化して行つたからである。但し彼等は地主的土豪として依然その勢力を保持した。その基盤となつたものは、田莊または類似の私有地を持つていて、その耕作關係を通じて人民と深いつながりを保つていたこと、並びに共同の祖神を祭ることによつてその地方における宗家と仰がれたこと、などである。従つて、朝廷の勢威が伸張して、中央から派遣される國司にその政治的活動を束縛せられるに至つたとはいへ、實勢力は衰えたわけではなく、また部民の貢納が殆ど朝廷へ行き、自己の收めるところは徵稅手数料に外ならないものになつたとはいへ、私有地の擴張や開墾によつて依然大なる收入源を確保したことであらう。改新後彼等の多くが郡司に任ぜられ、律令制度が衰頽するに及んでは、武士階級の中堅として擡頭して來た所以はここにある。

最後に、一般の人民は本來的には部民であり、各氏ノ上に直接隸屬する私民であつた。併し朝威の伸張と共に、一部技能者が品部として残された外は、次第に公民となり、調や役を朝廷に輸することになつた。尤もこれによつて彼等の生活が改善せられたとは考えられない。調や役はその捧げる對象が變つただけであり、むしろ次第に封建的支配力を失つて行く貴族や土豪の搾取は益々強烈となつたであらう。改新の詔に見えるように、或は山川藪澤の利用權を奪われ、進んでは耕地をも兼併せられて、容針少地もない者が多數生じたのであつて、彼等の部民からの

解放過程は、負擔の點からは逆に過重の過程であつたと見ることができよう。班田收授の法が圓滑に行われたとすれば、それはかかる人民の暗黙の諒解があつたからではなからうか。

要するに、上代社會は氏族制度を根柢とする原始的封建社會から集權的統一國家へ向わんとする過渡的社會であつた。大化改新は、その歴史的意義を王政復古に求めようとする學者もあるが、¹⁾そうではなくて、右の歴史的必然の流れに應じて行われた政治的・社會的變革であつた。その意識過程が、大陸から迫り來る壓力に對抗せんとし、而も大陸の制度文物に倣わんとするにあつたことは、いうまでもない。かように大化改新が歴史的な必然の流れを人為的に完成したものであるといつても、そこにはなお、集權國家的統一を方向つけた基礎がどこにあつたかという問題が残されている。この基礎の一つは、朝廷との關係において農工生産力が發達したことであろう。簡単にこれを見ると、池溝の開發その他進歩した農法の實施は朝廷において行われたところであつた。工藝や建築の上の新技術も朝廷において、若くは朝廷を介して採用せられた。而も農工生産力の發展を促すべき新しい生産技術は、主として朝廷と朝鮮及び漢土の諸帝との通交によつてもたらされたものであるが故に、右の生産力の進歩、従つて封建社會から集權國家的統一への傾向は、まさに世界史的な流れの一節に外ならなかつたのである。

註 (1) 例えば坂本博士「大化改新の研究」